

《別添資料1》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、次のような方です。
 - 【利用者負担第1段階】
生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方（預貯金等の資産 単身：1000万円以下、夫婦：2000万円以下）
 - 【利用者負担第2段階】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方（預貯金等の資産 単身：650万円以下、夫婦：1650万円以下）
 - 【利用者負担第3段階（1）】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額80万円を超え120万円以下の方（預貯金等の資産 単身：550万円以下、夫婦：1550万円以下）
 - 【利用者負担第3段階（2）】
所属する世帯全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年額120万円を超える方（預貯金等の資産 単身：500万円以下、夫婦：1500万円以下）
- その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料）

	食費 (一般入所)	食費 (短期入所)	利用する療養室のタイプ	
			従来型個室	多床室
利用者負担第1段階	300	300	490	0
利用者負担第2段階	390	600		1,310
利用者負担第3段階(1)	650	1,000		
利用者負担第3段階(2)	1,360	1,300		